

サークル自治会執行部規定

[第1条 総則]

執行部の組織と権限に関しては本規定の定めるところによる。

[第2条 サークル自治会執行部]

自治会はその運営上生ずる業務を処理するための機関を設置し、その名称をサークル自治会執行部と称する。

[第3条 執行部の権限および義務]

- (1) 執行部はサークル自治会罰則規定に定められた罰則を加盟サークルに与える権限を持つ。
- (2) 自治会長は執行部補佐を任命する権限を持つ。執行部補佐を任命した場合自治会にそれを報告する。
- (3) 自治会長は必要に応じて執行部活動を補佐する臨時補佐員を部から召集することが出来る。
- (4) 執行部はサークル自治会規約および諸規定に定められた業務を遂行する義務を負う。

[第4条 執行部の構成]

- (1) 執行部は、自治会長1名、副自治会長1名、会計1名、書記1名の役員および、任意数の執行部補佐によって構成される。
- (2) 役員と補佐をあわせて執行部員とする。

[第5条 執行部の業務]

- (1) 執行部役員の業務を以下のように定義する。
 - 1) 会長は自治会を代表し、サークルに関する会務を総理する。
 - 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故などがあつた場合に会務を代行する。
 - 3) 会計は執行部の会計の一切を司る。
 - 4) 書記は執行部の行う会議において議事録を作成する。
- (2) また、執行部員はすべて、本規則及び諸規定に執行部が行うと定められた業務を担当する。

[第6条 自治会総会における執行部員の権限]

執行部員は、自治会総会において執行部としての発言権、発議権を持つ。

[第7条 執行部役員の選出及び任命]

- (1) 執行部役員は、自治会総会における議決によって選出される。
- (2) 自治会長は学生会長により任命され、他の執行部役員は自治会長により任命される。

[第8条 執行部員の辞任]

- (1) 自治会長を除く執行部員は、辞任を希望する旨、文書を以って自治会長に提出し、その理由が正当であると自治会長に認められた場合、辞任できる。
- (2) 自治会長は、辞任を希望する旨を、文書を以って自治会総会に提出し、その理由が正当であると自治会総会で議決された場合、辞任できる。

[第9条 執行部員の解任]

執行部員は、自治会総会の解任議決によって解任される。

[第10条 執行部員の任期]

執行部員の任期は、選出から自治会年度末までとする。

[第11条 執行部役員欠員の補充]

任期満了、辞任、解任によって執行部役員に欠員が生じる場合、以下に定められる条項に従って欠員を補充する。このとき、議長団としての業務はそれまでの執行部が行う。

- (1) 自治会長を除く執行部役員に欠員が生じる場合、可能な限り速やかに新たな執行部役員を選出する。
- (2) 自治会長が不在となる場合、その時点の自治会総会において新たな自治会長を選出する。

[第12条 執行部の解散]

- (1) 執行部は、学生会総会もしくは自治会総会の解散議決により解散する。
- (2) 執行部が解散した場合、1ヶ月以内に自治会総会において新たな執行部役員を選出する。このとき、議長団としての業務はそれまでの執行部が行う。

[附則]

本規定は、平成21年自治会年度より施行される。